

お知らせ 12月4日から10日は「第71回人権週間」です

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を広く国民に呼びかけ、人権尊重思想の普及・高揚を図るため、各種啓発活動を実施します。

法務省の人権擁護機関では、人権週間以外においても、面接による相談のほか、電話相談に応じています。

【電話相談窓口】

※8時30分から17時15分まで
(土・日曜日、祝日を除きます。)

鹿児島地方方法務局鹿屋支局

0994(43)6790

みんなの人権110番(全国共通)

0570(003)110

子どもの人権110番(全国共通)

0120(007)110

女性の人権ホットライン(全国共通)

0570(070)810

※こどもの人権110番以外の通話料は、相談者の御負担となります。

特設人権相談所が開設されます。

人権問題などでお悩みの方はお気軽にご相談ください。

なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

【高山地区】

令和元年12月9日(月) コミセン2階 婦人研修室
午前10時から午後3時まで

【内之浦地区】

令和元年12月6日(金) 内之浦総合支所
午前10時から午後3時まで

問 鹿児島地方方法務局鹿屋支局
TEL.0994(43)6790

お知らせ 12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。

政府拉致問題対策本部 <http://www.rachi.go.jp>

法務省 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>

問 鹿児島地方方法務局鹿屋支局
TEL.0994(43)6790

お知らせ 令和2・3年度 肝付町建設工事等入札参加資格申請書(指名願い)の受付を開始します

建設工事、業務委託、役務の提供、物品納入等の契約に係る入札に参加を希望される方は、以下のとおり申請書を提出してください。

●団体名

肝付町

●住所

〒893-1207 鹿児島県肝付郡肝付町新富98番地

●電話番号

町役場 建設課 0994(65)8424 (建設課直通)

●有効期限

令和2・3年度の2年間

令和2年4月1日～令和4年3月31日

●受付期間

令和元年12月2日(月)～令和2年2月28日(金)

午後5時まで(必着)

※特別な事情のない限り、期限を過ぎたものについては原則として受け付けませんのでご注意ください。

●受付方法

郵送もしくは持参(肝付町役場本庁別館2階建設課)

●詳細については、肝付町ホームページをご覧ください。

問 肝付町役場 建設課 都市計画係
TEL.0994(65)8424

お知らせ お口歯ッピー検診についてお忘れではありませんか？

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、前年度に75歳の誕生日を迎えられた後期高齢者医療の被保険者を対象に、口腔検診(お口歯ッピー検診)を実施しています。

いつまでも元気で生き生きと過ごせるよう、口腔検診を受けてお口から健康になりましょう。

鹿児島県内の歯科医療機関にご自身で予約をしてから受診してください。なお、5月末に圧着ハガキで受診券を送付していますが、お手元にない方は下記の問い合わせ先へご相談下さい。新たな受診券を発行いたします。

問 鹿児島県後期高齢者医療広域連合
業務課 保健事業担当(菌田) TEL.099(206)1329